

下記の業務について一般競争入札を行うので、公告する。

令和6年2月26日

一般財団法人静岡県職員互助会 代表理事 京極仁志

1 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁福利厚生課内

一般財団法人静岡県職員互助会

電話番号 054-221-2025

2 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

静岡県互第63号

(2) 業務名

令和6年度静岡県総合研修所もくせい会館フロント関連業務委託

(3) 業務場所

静岡県静岡市葵区鷹匠3丁目6番1号

静岡県総合研修所もくせい会館

(4) 業務概要

静岡県総合研修所もくせい会館フロント関連業務

(5) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

3 競争入札参加資格

応募者は、次の項目すべてを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県内において、10年以内に宿泊施設・研修所・保養所等の管理運営の受託実績がある者であること。

(3) 静岡県内に本社又は営業の拠点を有する者であること。

(4) 営業年数が10年以上であること。

(5) 法人では、法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。

個人では、所得税、個人都道府県民税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

- う。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和6年2月26日(月)から令和6年3月7日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

上記1に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

5 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年2月26日(月)から令和6年3月7日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

申請書及び入札説明書に記載の資料

(3) 提出場所

上記1に同じ

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和6年3月22日(金)午後1時30分

(2) 入札の場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館16階経営管理部会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本契約は、契約期間にかかわらず、令和6年度の事業計画及び収支予算において減額及び削除があった場合には、契約を変更又は解除することができる。

(3) 現場説明会は行わない。（希望により実施）

(4) 詳細は入札説明書による。